

議会議案第一号

石川県議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

石川県議会議員の報酬の特例に関する条例（平成十四年石川県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

「平成十六年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

児童虐待防止のための児童相談所等の充実を求める意見書

児童相談所は、児童に関する家庭などからの相談に応じ、児童が有する問題や児童の置かれた環境等を的確に捉え、最も効果的な処遇を行うことにより児童の福祉を図るとともに権利を保護する機関として、極めて重要な機関である。

しかしながら、近年児童虐待問題が深刻化する中、児童相談所への相談件数は、平成9年から平成14年の5年間で4.5倍に急増し、また、児童の家庭等への立入調査や児童を緊急保護する際、保護者の強い拒否や抵抗の前に、児童相談所には有効な手立てがなく、児童の安全確保の面で大きな不安を抱えている。

よって、国におかれては、児童相談所等の充実のため、下記事項の実現に向けて尽力されるよう強く要望する。

記

- 1 児童相談所の権限の実効性を高めるため、相談への迅速な対応、保護者への支援の円滑化、職員の充実等の法整備を行うこと。
- 2 児童虐待の予防及び早期発見、迅速な児童の保護及び自立支援のため、関係機関の連携強化を行うこと。
- 3 児童虐待の防止、早期発見、児童の保護及び自立支援のため、児童相談所等関係機関職員、学校教職員、児童福祉施設職員などの資質の向上のための研修等を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年3月19日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		
内閣官房長官		

石川県議会

食の安全性と食料自給率の向上に関する意見書

今日、世界的にBSE問題や高病原性鳥インフルエンザの発生があり、食物に対する安全性への疑問が消費者の間で食品の安全・安心への関心として高まっているところである。

よって、国におかれては、食の安全性と食料自給率の向上に関し、下記事項の施策を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 生産者と消費者が連携した安全な酪農を確立するため、耕種農家と畜産農家との耕畜連携の体制を整えること。
 - 2 食料の生産は食料・農業・農村基本法に則って食料自給率を向上させること。そのために安全で安心な食料を安定的に供給する施策を策定すること。
 - 3 輸入牛肉に対し、国際獣疫事務局(OIE)の定める基準に応じ、輸出国や輸入業者の氏名・牛肉生産履歴の表示を行うことを義務付けること。
 - 4 BSE・高病原性鳥インフルエンザの発生によって影響の生じた加工、流通、小売、飲食等関係業者に対し、必要かつ十分な経営支援措置を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年3月19日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
厚生労働大臣	
農林水産大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

消費者保護基本法の抜本的改正を求める意見書

近年、商品やサービス・金融に関する消費者被害が全国において急増し、消費者の暮らしを脅かしている。全国各地の消費生活センターなどに寄せられた消費者からの苦情件数は2002年度には83万件を超え、10年前の約4.4倍に達している。さらに、食品偽装事件など企業不祥事の続発により、消費者は企業に対して大きな不信を抱いている。

こうした状況を踏まえ、内閣府・国民生活審議会の消費者政策部会では、報告書「21世紀型の消費者政策の在り方について」を2003年5月に取りまとめている。この報告書では消費者の権利を消費者政策の基本理念とし、消費者保護基本法の抜本的改正をはじめ、消費者団体訴訟制度（団体訴訟）などの導入を明確に打ち出すなど、日本の消費者政策にとって画期的なものと言える。

政府ではこの報告書の具体化に向けて、消費者保護基本法の見直しの検討作業が進められ、通常国会において改正法案が審議される見通しとなっている。消費者にとって安全・安心な暮らしが保障される社会システムを求める立場から「消費者の権利と自立」を基本とした消費者保護基本法の抜本的改正が必要である。

よって、国におかれては、下記事項の施策を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 消費者・事業者間の情報力・交渉力の格差を是正し、消費者問題に関する施策の充実につなげるため、国際的にも標準となっている消費者の権利（①生活の基本的ニーズが保障される権利、②安全である権利、③知らされる権利、④選ぶ権利、⑤意見を反映される権利、⑥補償を受ける権利、⑦消費者教育を受ける権利、⑧健全な環境の中で働き生活する権利）を具体的に明記すること。
- 2 消費者被害を効果的に防止・救済しうる消費者団体訴訟制度を導入するために、導入の根拠となる規定を盛り込むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年3月19日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

議会議案第5号

「三位一体」改革における平成16年度地方財政への万全な
対応を求める意見書

国と地方の財政再建は大事であり、厳格に行財政改革を進めていくことが望まれる。現在、政府は地方の国からの自立を目指すとした地方財政の「三位一体」改革を具体的に進めているところである。

一方、各地方公共団体は平成16年度予算編成において、これまでにない地方交付税の大幅削減などにより多大な財源不足が生じ、予算編成には困難を極めたという声が相次いで出ている。

よって、国におかれては、具体的な対応策として進めることになった「地域再生事業債」の枠拡大、早期配分等、及び「財政健全化債」の弾力的運用について、地方公共団体からの要望があった場合には、地方公共団体において財源見通しが早期に立てられるように、速やかに対応されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年3月19日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
金融・経済財政政策担当大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

65歳まで働ける雇用環境の整備を求める意見書

日本は、2007年には総人口の約3人に1人が、60歳以上の高齢者となることが見込まれている。我が国の経済社会の活力を維持するためには、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることのできる社会の実現を図り、できるだけ多くの高齢者が経済社会の支え手としての役割を果たしていくことが必要不可欠となっている。しかしながら、我が国において、何らかの形で65歳まで働ける場を確保している企業の割合は全体の約70%、そのうち希望者全員が65歳まで働ける場を確保している企業は全体の約30%にとどまっている。また、現下の厳しい雇用失業情勢では、中高年齢者は一旦離職すると再就職は大変困難な状況にある。

よって、国におかれては、「団塊の世代」の高齢化や厚生年金の支給開始年齢の引上げなどを踏まえ、高齢者が何らかの形で65歳まで働き続けることができるようにするため、下記のような定年年齢の引上げや継続雇用制度の義務化をはじめとする法的整備や再就職促進策などの高齢者の雇用環境整備等、所要の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 高齢期には、個々の労働者の意欲、体力等個人差が拡大し、その雇用・就業ニーズも多様化することから、短時間勤務の導入や多様就業型ワークシェアリングの導入について支援策を講ずるとともに、定年年齢の引上げ又は原則希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入を企業に義務付けるよう高年齢者雇用安定法の改正を行うこと。
 - 2 厳しい経営環境等を考慮し、労使双方の意見に耳を傾け、これらの制度の導入に向けた事業主の取り組みに対する財政上の支援策を講ずるなど、円滑な制度の導入・整備に努めること。
 - 3 ハローワークや民間団体、NPOとの連携を図りつつ、職業紹介等の就労に関する相談、就労機会の提供、情報提供等の総合的な就労支援を行う窓口として、シルバー人材センターを活用し、高年齢者をサポートすること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年3月19日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
厚生労働大臣		
内閣官房長官		

石川県議会

議会議案第7号

義務教育費の国庫負担の理念を堅持しつつ総額裁量制の
充実を求める意見書

地方税財政の三位一体改革の一環として、義務教育費の国庫負担金についての見直しがなされようとしている。

しかし、義務教育は、我が国存立の基礎的要件であり、憲法に定められている教育の機会均等に基づき、国として責任を果たして行くべきであり、義務教育そのものの在り方にいささかも揺るぎがあってはならない。

同時に、本年度より導入することとなった「総額裁量制」は、総額の範囲内で教職員定数を増やすことなどを、各都道府県の裁量で弾力的に行うことができ、習熟度別授業の一層の充実や少人数学級の実施も行いやすくなる。

また、地方の工夫により、教職員の指導力、実績に応じた給与も可能となる。

よって、国におかれては、義務教育費国庫負担金を「交付金化」、「一般財源化」することなく、義務教育費国庫負担という根幹は堅持しつつ今回導入された「総額裁量制」を維持充実されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年3月19日

衆	議	院	議	長	}	あて	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
総	務	大	臣				
財	務	大	臣				
文	部	科	学	大			臣
内	閣	官	房	長			官

石川県議会

議会議案第8号

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」
の改正を求める意見書

憲法の基本理念でもある個人の尊重と法の下での平等を基本理念とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（通称：DV防止法）は、2002年4月から完全施行されている。

ところが大変残念なことに、同法施行後も、配偶者からの暴力は減少せず、親族、支援者をも巻き込んだ殺人事件まで発生しているのが現実であり、現行法の不備を検討し、更なる改善が求められているところである。

また、我が国は、2003年7月に開かれた国際連合女性差別撤廃委員会で、「配偶者暴力防止法を拡大し、多様な形態の暴力、被害者の保護支援、サービスの提供、犯罪の処罰を厳しく実施すること」との勧告を受けており、DV防止法の抜本改正は国際的な課題でもある。

よって、国におかれては、保護命令対象を「元」配偶者・子ども・親族などに拡大すること、脅迫行為や電話による接触を禁止すること、退去命令や接近禁止命令の期限延長等の保護命令制度の改善を図ること等を内容としたDV防止法の早期の抜本改正を行うことや自立支援体制の強化とともに民間シェルターに対する事業への更なる支援を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年3月19日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
男女共同参画担当大臣
内閣官房長官

} あて

石川県議会

「外来生物種規制法」の制定に関する意見書

今、外来生物種によって破壊された生態系を回復するための法律の制定が求められている。

政府においても生態系が破壊されている現状をかんがみ、悪影響を及ぼす外来生物種の規制には前向きに取り組んでいるようであるが、現状では外来生物種を規制するための法律が我が国にはなく、法整備がなされていない状態をいつまでも放置することは許されるものではない。

外来生物種の規制は、グローバル化の時代に不可欠な規制であり、生物多様性は国家存立の基盤であることから、これ以上、生態系を破壊させることがない持続可能な社会を構築する施策を一刻も早く確立すべきである。

よって、国におかれては、生態系に影響を及ぼす外来生物種に対する輸入等を規制し、特定外来生物種の国内における防除も含めた「外来生物種規制法」を今国会で速やかに制定することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年3月19日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
環境大臣		
内閣官房長官		

石川県議会

イラク人道復興支援活動と派遣自衛隊への支援決議

現在政府は、「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」に基づき、イラクの人々を救援し被害を復旧するための医療、給水、施設の復旧整備、物資の輸送等の人道復興支援を行うことを目的に、自衛隊を派遣しているところである。

国際社会は、イラク人による民主的な政府を樹立するという目的のため、復興支援に積極的に取り組んでおり、海外に多くを頼る日本にとって、国際社会全体の平和と安全が、我が国自身の安全と繁栄にとって不可欠であり、その実現に向け、積極的に寄与していかなければならず、メソポタミア湿原の復元事業など資金面での貢献に加え、人的な支援を行うことが重要である。

イラク復興は、中東全域、ひいては国際社会の安定に極めて大きな意味があり、この地域にエネルギー供給の大半を依存している我が国の国益にかなうものである。

復興支援活動を担う自衛隊は、十分な訓練を積み使命感に燃えた優秀な人材であり、自己完結性を持った組織力をいかし効果的な人道復興支援を継続的にを行い、その任務を達成されるよう祈念するとともに、今後の復興支援活動を支援していくものである。

以上、決議する。

平成16年3月19日